

平成18年9月25日(月曜日)

議事日程第4号

平成18年9月25日(月曜日)午前10時開議

- 第 1 . 追加提出議案の説明並びに質疑  
議案第172号から議案第176号まで 5件
- 第 2 . 追加提出議案の委員会付託(付託表は別紙のとおり)
- 第 3 . 委員長審査報告
- 第 4 . 認定第 1号 平成17年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 . 認定第 2号 平成17年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 . 認定第 3号 平成17年度由利本荘市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 . 認定第 4号 平成17年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 . 認定第 5号 平成17年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 . 認定第 6号 平成17年度由利本荘市地域情報化事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 . 認定第 7号 平成17年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 . 認定第 8号 平成17年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 . 認定第 9号 平成17年度由利本荘市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 . 認定第 10号 平成17年度由利本荘市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 . 認定第 11号 平成17年度由利本荘市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 . 認定第 12号 平成17年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 . 認定第 13号 平成17年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 . 認定第 14号 平成17年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 . 認定第 15号 平成17年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 19 . 認定第 16 号 平成 17 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 . 認定第 17 号 平成 17 年度由利本荘市水道事業会計決算認定について
- 第 21 . 認定第 18 号 平成 17 年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について
- 第 22 . 認定第 19 号 平成 17 年度由利本荘市簡易水道事業会計決算認定について
- 第 23 . 議案第 149 号 由利本荘市犯罪被害者等基本条例の制定について
- 第 24 . 議案第 150 号 由利本荘市行政協力員に関する条例の全部を改正する条例案
- 第 25 . 議案第 151 号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 第 26 . 議案第 152 号 由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第 27 . 議案第 153 号 由利本荘市診療所設置条例の一部を改正する条例案
- 第 28 . 議案第 154 号 由利本荘市休養宿泊施設「鳥海荘」条例の一部を改正する条例案
- 第 29 . 議案第 155 号 由利本荘市産業研修センター条例の一部を改正する条例案
- 第 30 . 議案第 156 号 由利本荘市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 31 . 議案第 157 号 由利本荘市林業研修センター設置条例を廃止する条例案
- 第 32 . 議案第 159 号 物品（水槽付消防ポンプ自動車）購入契約の締結について
- 第 33 . 議案第 171 号 由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰入れについて
- 第 34 . 議案第 160 号 平成 18 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 35 . 議案第 161 号 平成 18 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 36 . 議案第 162 号 平成 18 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 37 . 議案第 163 号 平成 18 年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 38 . 議案第 164 号 平成 18 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 39 . 議案第 165 号 平成 18 年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 40 . 議案第 166 号 平成 18 年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 41 . 議案第 167 号 平成 18 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 42 . 議案第 168 号 平成 18 年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 43 . 議案第 169 号 平成 18 年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 44 . 議案第 170 号 平成 18 年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第 2 号）

- 第 45 . 議案第 172 号 由利本荘市ケーブルテレビ施設第 1 工区伝送路工事請負契約の締結について
- 第 46 . 議案第 173 号 由利本荘市ケーブルテレビ施設第 2 工区伝送路工事請負契約の締結について
- 第 47 . 議案第 174 号 由利本荘市ケーブルテレビ施設放送・通信設備工事請負契約の締結について
- 第 48 . 議案第 175 号 由利本荘市公共下水道事業田尻野幹線新設工事第 1 工区工事請負契約の締結について
- 第 49 . 議案第 176 号 平成 18 年度由利本荘市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 50 . 請願第 2 号 国道 108 号の渋滞を解消するために、鳥海山ろく線の黒沢踏切へ感知式交通信号機設置を求める請願
- 第 51 . 請願第 3 号 地元小規模企業育成の観点から、由利本荘市で使用する物品等の購入並びに役務・サービス業務は、地元小規模企業へ入札・発注することを要請する請願
- 第 52 . 請願第 4 号 屋内ゲートボール場の建設を求める請願
- 第 53 . 陳情第 13 号 貴市発注工事の前払金制度に係る前払率の引き上げについての陳情
- 第 54 . 陳情第 14 号 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情
- 第 55 . 陳情第 15 号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書提出についての陳情
- 第 56 . 陳情第 16 号 由利本荘市における義務教育の機会均等を求める陳情
- 第 57 . 陳情第 17 号 公正な森林整備事業の森林施業関係業務の発注についての陳情
- 第 58 . 継続審査中の陳情第 8 号 総合文化施設 (多目的ホール) に関する陳情

---

本日の会議に付した事件

議事日程第 4 号のとおり

---

出席議員 (29 人)

1 番 今 野 英 元	2 番 今 野 晃 治	3 番 佐々木 勝 二
4 番 小 杉 良 一	5 番 田 中 昭 子	6 番 佐 藤 竹 夫
7 番 高 橋 和 子	8 番 渡 部 功	9 番 佐々木 慶 治
10 番 長 沼 久 利	11 番 大 関 嘉 一	12 番 本 間 明
13 番 石 川 久	14 番 高 橋 信 雄	15 番 村 上 文 男
16 番 佐 藤 賢 一	17 番 伊 藤 順 男	18 番 鈴 木 和 夫
19 番 齋 藤 作 圓	20 番 佐 藤 勇	21 番 佐 藤 讓 司
22 番 小 松 義 嗣	23 番 佐 藤 俊 和	25 番 土 田 与七郎
26 番 村 上 亨	27 番 三 浦 秀 雄	28 番 齋 藤 栄 一
29 番 佐 藤 實	30 番 井 島 市太郎	

---

欠席議員（１人）

24番 加藤 鉦 一

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	柳 田 弘 助	役	鷹 照 賢 隆
助 役	村 上 隆 司	監 査 委 員	齊 藤 好 三
教 育 長	佐々田 亨 三	企 業 管 理 者	佐々木 秀 綱
建 設 部 理 事	佐々木 孝 一	総 務 部 長	佐々木 永 吉
企 画 調 整 部 長	渡 部 聖 一	市 民 環 境 部 長	松 山 祖 隆
福 祉 保 健 部 長	豊 島 一 郎	農 林 水 産 部 長	小 松 秀 穂
商 工 観 光 部 長	藤 原 秀 一	建 設 部 長	猿 田 正 好
消 防 長	福 岡 憲 一	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 兼 職 員 課 長	中 嶋 豪
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	小 松 浩	企 画 調 整 課 長	大 庭 司

議会事務局職員出席者

局 長	熊 谷 正 次	長	石 川 隆 夫
書 記	鎌 田 直 人	書 記	遠 藤 正 人
書 記	阿 部 徹		

午前10時00分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

24番加藤鉦一君より欠席の届け出があります。

出席議員は29名であります。出席議員は定数に達しております。

この際、お諮りいたします。このたび追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

この際、ご報告申し上げます。

去る9月8日、市役所正庁において決算審査特別委員会を開会し、委員長、副委員長の互選を行った結果、委員長に19番齋藤作圓君、副委員長に26番村上亨君が選出されております。

議長（井島市太郎君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第172号から議案第176号までの5件を一括上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、提出議案の説明に先立ちまして、日本海沿岸東北自動車道について報告させていただきます。

本荘 岩城間の松ヶ崎地内において、高速道路へのアクセス利便性を高め、地域活性化はもとより医療や災害時の対応強化を図る目的で、市道松ヶ崎亀田線との連結許可を国に申請しておりましたが、去る9月21日にその許可が出され、翌22日、井島議長初め齋藤副議長、三浦総務常任委員長、佐藤建設常任委員長に同席いただき、許可書の交付を受けました。

新たなインターチェンジは、仮称ではありますが松ヶ崎亀田インターチェンジとして整備を進めることとなります。

市道松ヶ崎亀田線は、現在、改良事業を進めておりますが、接続道路については来年の秋田わか杉国体前の供用開始を期待しております当該高速道路の完成にあわせて整備していきたいと考えており、今後は国と十分協議をしながら用地の確保など早急に事業を進めてまいります。

それでは、提出議案の内容についてご説明申し上げます。

本定例会に追加提出しました案件は、契約案件4件、補正予算1件の計5件であります。

初めに、議案第172号由利本荘市ケーブルテレビ施設第1工区伝送路工事請負契約の締結について及び議案第173号由利本荘市ケーブルテレビ施設第2工区伝送路工事請負契約の締結についてであります。これは岩城地域、東由利地域及び本荘地域の松ヶ崎・北内越・石沢地区にケーブルテレビ伝送路を敷設するものであり、その主な内容は、幹線となる光ケーブル及び同軸ケーブルの架線工事を行うほか、自営柱の設置及び加入者宅までの引き込み線工事を行うものであります。

これらの工事を、議案第172号については本荘・羽後・マサカ特定建設工事共同企業体代表者本荘電気工業株式会社と、議案第173号についてはユアテック・大城電機・仁賀保電機特定建設工事共同企業体代表者株式会社ユアテック本荘営業所と契約締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第174号由利本荘市ケーブルテレビ施設放送・通信設備工事請負契約の締結についてであります。これは今年度から有線テレビ放送のエリア拡大とIP通信網を構築するに当たり、ケーブルモデムセンター装置、IP通信設備などからなる多重情報伝送設備を整備するとともに、本荘、岩城、東由利、由利の各総合支所において、送出設備及び告知放送設備の工事を行うものであります。

これらの工事をパナソニックSSエンジニアリング株式会社東北PSSE社と契約締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第175号由利本荘市公共下水道事業田尻野幹線新設工事第1工区工事請負契約の締結についてであります。これは浜三川及び石脇地区の汚水を水林浄化センターに送水するための管渠の新設工事を長田建設株式会社と契約締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算であります。

議案第176号平成18年度由利本荘市一般会計補正予算（第5号）であります。消防費においては、平成17年度に係る由利本荘市防災会議委員報酬について過年度分として

支払いをしようとするものであります。

これは、本年3月27日に開催された防災会議の出席委員に対し、報酬を支払わないでしまったことによるもので、皆様に大変ご迷惑をおかけしまして深くおわび申し上げる次第でございます。

教育費では、秋田県立矢島高等学校が創立80周年を迎えるに当たり、記念事業費補助金を措置しようとするものであります。

これらの補正総額は52万6,000円で、その財源といたしましては繰越金をみており、補正後の歳入歳出予算総額を513億8,553万1,000円にしようとするものであります。

以上が、本日追加提出しました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

この際、本日追加提出されました議案第172号から議案第176号までの5件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時08分 休 憩

---

午前10時09分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第172号から議案第176号までの5件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ発言の通告がありませんので、以上をもって追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

---

議長（井島市太郎君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

---

午前11時18分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議長（井島市太郎君） この際、認定第1号から認定第19号までの19件、議案第149号から議案第157号及び議案第159号から議案第176号までの27件、請願第2号から請願第4号までの3件、陳情第13号から陳情第17号までの5件、並びに継続審査中の陳情第8号1件を一括上程し、日程第3により、各委員会の審査の経過と結果について各委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に決算審査特別委員長の報告を求めます。19番齋藤作圓君。

【決算審査特別委員長（齋藤作圓君）登壇】

決算審査特別委員長（齋藤作圓君） それでは、私の方から決算審査特別委員会の審査の結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会において当特別委員会に審査付託されました案件は、認定第1号から認定第19号までの19件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しておりますので報告書のとおりであります。

当特別委員会は、各常任委員会単位を各分科会とし、去る9月11日から14日まで他の議案と並行しながら審査をいたしました。

なお、平成17年度の決算は合併後の由利本荘市として実質的には初めての決算であり、特に平成17年度予算は旧1市7町の持ち寄り予算であったため、一部予算科目が不統一な面もあるなど、各分科会とも合併における過渡期を考慮に入れながらの審査となりました。

このような中、各分科会とも関係職員の出席を求め、平成17年度の主要施策、予算の執行実績、行政効果等について説明を受けるとともに、監査委員の決算審査意見書を資料とし、予算議決の目的に沿う執行がなされたか、また、その効果が市民福祉に役立っているか、さらに各事業が条例・規則に基づいて執行されたかなどを重点に慎重に審査をいたしました。

まず最初に、認定第1号平成17年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。実質的な合併初年度として由利本荘市がスタートした年度であります。約2年間にわたる合併協議を経て、9万市民の大きな期待と夢をのせて由利本荘市が順調なスタートを切り、新市まちづくり計画を基本にした各種事業が展開をされております。

その一般会計における決算額は、歳入が520億8,729万8,619円、歳出が505億9,779万2,350円、歳入歳出差引残額が14億8,950万6,269円となっております。

これを平成16年度の合併前の1市7町の決算と、平成16年度の由利本荘市の決算額を合算した額と比較をしてみますと、歳入においては78億1,888万6,000円の減額、率にして13.1%の減少であります。

また、歳出においては163億8,451万7,000円の減額、率にして24.5%の減少であり、歳入歳出とも大幅な減となっております。これは、合併を目前に控えた平成16年度の各市・町の予算規模が大きかったこと、平成17年度において合併により特別職の人員費が減少したことと、あるいは事務の効率化等による減少が大きな要因であると思っております。

そして、歳入歳出差引残額から翌年度に繰り越すべき財源8,149万円を差し引いた実質収支は14億801万6,000円となっております。

また、決算附表に記載されておりますように、一般会計と受託施設休日応急診療所運営特別会計、情報センター特別会計、地域情報化事業特別会計、奨学資金特別会計の4つの特別会計を合算した普通会計ベースでは、単年度収支で4,214万6,000円の黒字となっておりますが、積立金の取り崩しなどを勘案した実質単年度収支では10億3,337万3,000円の赤字となっております。

さて、歳入においては、合併特例債や合併補助金、あるいは合併による交付税の伸びなど合併したことによる財源の確保などがあったものの、大都市のような景気回復の兆しが見えず市税が伸び悩んだほか、臨時財政対策債が大幅に減となり、これら財源不足

を補うため財政調整基金を取り崩して対処するなど厳しい財政運営となっております。

また、歳入のうち自主財源は23.8%、依存財源は76.2%となっており、財政力指数は0.322となっております。特に自主財源の根幹であります市税は、75億5,081万3,532円で、歳入全体の14.5%を占めておりますが、8,118万9,427円が不納欠損処分されております。税負担の公平、適正化を推進しながら、収入率の向上による収収確保に取り組まれておりますが、全体の収入率が91.5%となっております。このうち現年度の収入率は97.6%であります。滞納繰越分の収入率がわずかに12.5%であり、収入未済額が6億2,300万円余りに達しております。

一方、依存財源の主要を占める地方交付税につきましては、192億3,293万9,000円で歳入の36.9%を占めており、対前年度比較いたしますと8億7,764万8,000円の増額、率にして4.8%の増となっております。これは、生活保護費の増額等によるものが主なものとなっております。

また、歳出においては、新市まちづくり計画に基づいて市全域において各種事業が積極的に展開をされております。

まず、総務費関係では、合併後の市全体の一体性を早期に確立するため、本庁と総合支所、あるいは各施設を結ぶ地域イントラネット整備事業にいち早く取り組むとともに、ケーブルテレビ施設整備事業にも着手いたしております。また、移動通信用鉄塔整備事業や税申告システム整備事業などを実施いたしております。

民生費関係では、高齢者生活支援ハウス整備事業、生きがい活動支援通所事業、配食サービス事業、川内保育園改築事業、地域子育て支援センター運営事業などを実施をいたしております。

衛生費関係では、住民健診事業として各種検診や人間ドック事業を行ったほか、感染症予防対策事業等を実施をいたしております。

農林水産業費関係では、中山間地域総合整備事業、田園空間整備事業、森林居住環境整備事業、森林整備地域活動支援交付金事業等を実施をいたしております。

商工費関係では、中小企業融資あっせん事業、観光案内板及び歓迎塔設置事業、イベント等開催事業などを実施いたしております。

土木費関係では、本荘中央地区土地区画整理事業、総合体育館周辺整備事業、各地域の道路整備事業、除排雪による冬季交通確保事業、芋川桜づつみ河川緑地公園整備事業などを実施をいたしております。

消防費関係では、防火用水や小型動力ポンプなど消防施設整備事業、消防団員の服装整備事業を実施をいたしております。

教育費関係では、各学校施設の改修整備事業、コンピューター教育振興事業、本荘東中学校プール整備事業、国体施設整備事業、鳥海球場整備事業などが実施をされております。

各項目にわたり、ハード・ソフト両面から各地域の要望を初め市民要望にこたえるため鋭意努力をされました執行部当局に対し、敬意を表するものであります。

なお、歳出各款につきましては、監査委員の決算審査意見書等に記載されているほか、各分科会においても鋭意審査をされたところであり、また、去る20日の当特別委員会において各分科会の主査より審査の内容について報告をされておりますので、この際、付

言することを省略いたします。

以上、ご報告を申し上げますが、平成17年度一般会計決算認定につきましては、実質合併初年度の決算という特殊な事情の中ではありますが、おおむね適正に予算執行されているものと認められますが、市税の収納につきましては収納課を新設されるなど当局の対応は評価しつつも、収入率向上のため本庁の組織機能をより強化するとともに、各総合支所との連携を図り、さらなる努力をされるよう要望を申し上げますとともに、次の意見をつけて認定すべきものと決定をした次第であります。

意見。

歳入において、第12款2項2目民生費負担金の保育所入所者負担金に恒常的な滞納繰り越しや、それに伴う不納欠損額が生じております。不納欠損額については、やむを得ないものと思われるが、昨今における社会状況を考慮した上で、徴収の困難性や職員の日々の徴収に対する努力は理解するものの、公平な負担、財源確保の観点から今後さらに収入率向上に向けて努力をされたいと存じます。

また、歳出において、第9款1項5目災害対策費の防災会議出席の委員報酬に未払金が生じている。今後このようなことがないように適正な事務執行に努力をされたい。

次に、認定第2号平成17年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、一般会計繰入金などの歳入に対し、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金が主な歳出であり、実質収支は6億5,120万1,324円であります。なお、国民健康保険税に不納欠損額と収入未済額が生じております。おおむね適正な予算執行と認めますが、次の意見をつけて認定すべきものと決定した次第であります。

意見。

国民健康保険税において、恒常的な滞納繰り越しや、それに伴う不納欠損額が生じております。不納欠損額については、やむを得ないものと思われるが、昨今における社会状況を考慮した上で、徴収の困難性や職員の日々の徴収に対する努力は理解するものの、公平な負担、健全な国保運営のための財源確保の観点から、今後さらに収入率向上に向けて努力をされたい。

次に、認定第3号から認定第16号までの14件の各特別会計決算認定及び認定第17号から認定第19号までの3件の企業会計決算認定につきましては、いずれも厳しい財政運営の中、限られた財源の効率的かつ有効的な活用に努めており、おおむね良好なものと認め、それぞれ認定すべきものと決定をした次第であります。

以上が、当決算審査特別委員会に付託をされました平成17年度各会計決算認定についての審査報告であります。

2件について意見をつけての認定となったことは、まことに残念なことであり、今後さらに気を引き締めて行政運営に当たることを切に願うものであります。

終わりに、今後、地方財政を取り巻く情勢は、ますます厳しさを増してくるものと思われませんが、そのような中において、少子高齢化社会の進展による住民ニーズの多様化など行政需要が増大し、ますます難しい財政運営を余儀なくされるものと予想をされます。

合併による経費削減効果をさらに追求するとともに、限られた財源を効率よく執行し、健全な財政運営のもと、9万市民の生活と福祉向上のため、なお一層のご努力をご期待を申し上げまして、決算審査特別委員会の審査の報告といたします。

終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、総務常任委員長の報告を求めます。27番三浦秀雄君。

【総務常任委員長（三浦秀雄君）登壇】

総務常任委員長（三浦秀雄君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に審査付託になりました案件は、本日の追加提出分を含め条例関係1件、補正予算3件、契約の締結3件、請願1件、陳情3件の計11件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第150号由利本荘市行政協力員に関する条例の全部を改正する条例案についてであります。これは現行条例の全部を改正し、改正後におきましては行政協力事務の依頼対象が町内会等である旨を明記するとともに、協力事務の内容を定め、また、町内会等に行政協力事務を行うために行政協力員を設置し、その任期を1年とすること、さらに行政協力員の担当区域は市長が定めること、行政協力事務に要する経費として町内会等に対し交付金を交付することなどを定める内容であります。

現行条例との主な相違点は、市の行政事務の依頼対象を行政協力員から町内会等に変更する点であります。したがって、行政協力員に直接支払われております報酬を廃止し、行政協力事務に要する経費を町内会等へ交付金として交付することとなります。

条文では規定されておきませんが、「委員会審査の過程で交付金については団体割と世帯割の合計とするが、ただし現行の報酬支給額の激変を緩和するため、施行される平成19年度から3年間で段階的に平準化する」との説明を受けております。

当委員会の審査におきましては、各町内会等の行政協力員の実態が地域ごとに大きく異なる状況を踏まえ、これを一律化しようとする条例改正案については賛成し得ないとする意見もございましたが、採決の結果、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、改正条例の施行に当たっては、交付金の団体割と世帯割のバランスを各町内会等の実情に十分配慮し、また、市民の理解を得られた上で運用されるよう要望がありましたことを申し添えます。

次に、議案第160号平成18年度一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会の所管に係る歳入歳出の各款、地方債の変更についてご報告申し上げます。

まず、歳入であります。1款市税につきましては17年度において未納となっていた入湯税の滞納繰越分を追加するものであります。

9款地方特例交付金につきましては、恒久減税分、児童手当分を含む交付額が決定したことによる追加であります。

10款地方交付税は、児童扶養手当分及び児童手当分を含む普通交付税の交付額が確定したことによる追加であります。

12款分担金及び負担金につきましては、無投票となりました笹子土地改良区総代選挙

費負担金の減額であります。

16款財産収入につきましては、土地貸付収入に電気料収入が含まれていたため、雑入へ組み替えするための減額と分収林・土地・分譲地・建物及び株券の売却収入の追加であります。

18款繰入金につきましては、歳入歳出の調整による財政調整基金繰入金の減額及び石沢保育園建設補助金に充当される石沢財産区からの繰入金の追加であります。

20款諸収入は、裁判保険料・コミュニティ事業推進助成金等の雑入であります。

21款市債につきましては、減税補てん債及び臨時財政対策債の確定による減額であります。

次に、歳出2款総務費の主なものでありますが、人件費補正以外では国民年金及び税業務の電算システムの変更委託料、石沢保育園建設工事に対する補助金、市民歌・市の花・木・鳥の制定事業や、まち＝（は）大学事業に要する経費、支所・出張所管理費などの追加のほか、笹子土地改良区総代選挙事務費の精査による減額などがあります。

また、地方債につきましては、鳥海診療所に係る診療所整備事業債等の8件の起債について、事業費の確定、県補助対応分の確定、国による額の確定などに伴い、限度額を変更しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました補正予算のうち、当委員会への付託分につきましては、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第163号平成18年度地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入において前年度からの繰越金213万4,000円を追加し、また、歳出では伝送路支障移転費、自営柱の敷地並びにN T Tの埋設管路の借上料及び新規加入による光ケーブル敷設工事費など、Y B ネット運営費を追加するほか、予備費を措置するものであり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億452万8,000円にしようとするものであり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加されました契約の締結と補正予算についてご報告申し上げます。

まず、議案第172号由利本荘市ケーブルテレビ施設第1工区伝送路工事請負契約の締結についてであります。これは岩城地域及び本荘地域の松ヶ崎・北内越地区のケーブルテレビ伝送路の敷設工事ですが、光ケーブル約65キロメートル、同軸ケーブル約151キロメートルの架線工事のほか、自営柱の設置及び加入者宅までの引き込み線工事を内容とする工事請負契約について、2者による指名競争入札の結果に基づき、本荘・羽後・マサカ特定建設工事共同企業体を相手方として5億925万円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第173号由利本荘市ケーブルテレビ施設第2工区伝送路工事請負契約の締結についてであります。これも提案の趣旨は議案第172号と同様であり、工事区域は東由利地域、本荘地域の石沢地区及び由利地域の一部で、光ケーブルは約79キロメートル、同軸ケーブルは約157キロメートルとなるもので、2者による指名競争入札の結果、ユアテック・大城電機・仁賀保電機特定建設工事共同企業体を相手方として4億5,360万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第174号由利本荘市ケーブルテレビ施設放送・通信設備工事請負契約の締結についてであります。これは今年度から有線テレビ放送のエリア拡大とI P通信網

を構築するため、ケーブルモデムセンター装置、IP通信設備など多重情報伝送設備の整備と本荘・岩城・東由利・由利の各総合支所の送出設備や告知放送設備の工事などを内容とする工事請負契約について、3者による指名競争入札の結果に基づき、パナソニックSSエンジニアリング株式会社東北PSSE社を相手方とし、13億8,600万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上ご報告申し上げました3件の契約案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第176号平成18年度一般会計補正予算（第5号）についてであります。当委員会に付託になりましたのは歳入第19款繰越金であります。これは本補正予算の財源として前年度繰越金52万6,000円を追加し、補正後の歳入合計額を513億8,553万1,000円にしようとするものであり、当委員会への付託分につきましては、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、請願・陳情についてご報告申し上げます。

まず、請願第3号地元小規模企業育成の観点から、由利本荘市で使用する物品等の購入並びに役務・サービス業務は、地元小規模企業へ入札・発注することを要請する請願であります。継続審査を求める意見もございましたが、採決の結果、請願の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第13号貴市発注工事の前払金制度に係る前払率の引き上げについての陳情であります。本市の現行の規則では500万円以上の契約について前払いをすることができるとされている前払金の額は、契約金額の1,000万円以下の部分の10分の3、1,000万円を超え3,000万円以下の部分の10分の2、3,000万円を超える部分の10分の1とする積み上げ方式を定めておりますが、これを1,000万円以下を10分の4、1,000万円を超え3,000万円以下を10分の3、3,000万円を超える部分を10分の2に前払率を引き上げることを求める陳情趣旨であります。歳計現金の確保など財政運営上、厳しいことは予測されるものの、国・県及び県内各自治体の状況を考慮し、当委員会といたしましては陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第14号中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情につきましては、中国における臓器摘出疑惑などの実態調査を国等へ要請することを求める陳情趣旨であります。採択すべきとの意見もございましたが、なお審査の必要があるとの意見が大半であり、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第15号集配局の廃止再編計画に反対する意見書提出についての陳情につきましては、採択すべきとの意見もございましたが、これもなお審査の必要があるとの意見が大半であり、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

なお、当委員会において採択すべきものと決定いたしました請願第3号及び陳情第13号の2件につきましては、地方自治法第125条の規定に基づき、市長へ送付し、また、その処理の経過及び結果報告を請求すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番佐藤勇君。

【教育民生常任委員長（佐藤勇君）登壇】

教育民生常任委員長（佐藤勇君） 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

ます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日提出された案件を含め条例関係4件、補正予算5件、契約の締結1件、陳情1件の計11件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、議案第149号由利本荘市犯罪被害者等基本条例の制定についてであります。これは犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等に対する支援策を推進するため、その基本的事項を定める必要があることから条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第151号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてであります。これは消防組織法の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うものであります。この条例案は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第152号由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてであります。これは健康保険法の一部改正に伴い、平成18年10月1日以後の出産に係る出産育児一時金の額を30万円から35万円に増額改定しようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第153号由利本荘市診療所設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは由利本荘市笹子診療所の移転改築に伴い、平成18年11月10日から施行するため条例の一部を改正しようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第159号物品（水槽付消防ポンプ自動車）購入契約の締結についてであります。これは矢島消防署由利分署に配備する水槽付消防ポンプ自動車（型）について、指名競争入札により株式会社タカギと3,244万5,000円で契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてご報告いたします。

最初に、議案第160号平成18年度由利本荘市一般会計補正予算（第4号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第13款から第16款、第20款、第21款と歳出第2款から第5款、第9款、第10款についてであります。

その主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入において第13款使用料及び手数料は、笹子診療所使用料であります。

第14款国庫支出金は、負担率変更に伴う児童扶養手当負担金の減額、地域生活支援事業費補助金の増額、システム開発分としての国民年金事務取扱費委託金等の増額補正であります。

第15款県支出金は、実績見込みによる地域健康づくり支援事業費補助金の減額、身体障害児・者等実態調査委託金の増額補正であります。

第16款財産収入は、佐藤憲一記念文庫整備基金運用収入の増額補正であります。

第20款諸収入は、地域支援事業受託収入の減額、西目児童館利用者おやつ代、各教室講座等参加料等の増額補正であります。

第21款市債は、烏海診療所医師住宅に係る診療所整備事業債等の増額補正であります。

次に、歳出についてですが、第2款総務費では1項11目交通安全対策費において、交通指導隊防寒服の購入費等の増額補正、13目諸費において防犯協会助成金等の増額、3項1目戸籍住民基本台帳費においては、印鑑登録証の印刷製本費を増額補正するものであります。

第3款民生費では、1項社会福祉費において職員の時間外手当等の増額、国民健康保険特別会計への繰出金の減額、身体障害者福祉費の補装具として給付していた一部の種目が日常生活用具給付種目に移行するため、及び外出支援の一部が移動支援事業に移行するための組み替え補正、身体障害児・者等実態調査に係る経費の増額、養護学校児童生徒放課後生活支援事業費の増額、精神障害者地域活動支援センター事業費の増額、国民年金の免除申請に係るシステム開発委託料の増額、かしわ温泉の燃料費及び真空ヒーターの修繕料の増額、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会に係る経費の追加補正等であります。

2項児童福祉費においては、職員の時間外手当等の増額、臨時保育士採用に伴う賃金の増額、岩谷児童館の学童クラブ開始に伴う賃金等の増額補正等であります。

第4款衛生費では、1項保健衛生費において職員の時間外手当等の増額、利用者増加による基本健康診査等検診委託料及び人間ドック助成金の増額、法改正に伴う接種対象者の拡大による予防接種委託料の増額、笹子診療所の病理検査等の委託料の増額、診療所医師住宅整備に係る経費の追加、にかほ市斎場運営経費負担金の増額補正であります。

2項清掃費においては、清掃事業所に係る時間外手当及び臨時職員2名分の賃金の増額補正、浸出水処理施設UV計及び加温ヒーターの修繕料の増額、最終処分場トラックスケールの修繕料の増額、交付税算入分のし尿処理施設分担金の増額補正であります。

第5款労働費では、1項労働諸費において矢島勤労青少年ホームのボイラー等の修繕料の増額補正であります。

第9款消防費では、1項消防費において研修旅費に係る組み替え補正、消火栓及び矢島消防署の温水ボイラー等の修繕料の増額、県指定水防管理団体連合協議会負担金の増額、火山ハザードマップの印刷製本費の増額補正であります。

第10款教育費では、1項教育総務費においては危険物安全協会負担金等の増額、スクールバス修繕料等の増額補正であります。

2項小学校費においては、矢島小学校の石油ストーブの修繕料等の増額、就学援助費の増額、新山小学校吹奏楽東北大会出場に係る派遣補助等の増額補正であります。

3項中学校費においては、本荘北中学校のボイラー等の修繕料の増額、就学援助費の増額、派遣補助等の増額補正であります。

4項幼稚園費においては、事務システム改修賃金の増額補正であります。

5項社会教育費においては、人事異動に伴う人件費の減額、大内環境改善センター下水道接続に係る経費の増額、県立由利高等学校民謡部全国大会出場補助金の増額、本荘城址及び万願寺新田遺跡調査費の増額、文化会館アスベスト除去工事精査による減額補正等であります。

6項保健体育費においては、岩城総合体育館及び遊泳館等の修繕料の増額、就学援助費の増額、学校給食に係る臨時職員賃金等の増額補正であり、また、国体準備費において人事異動による人件費及びリハーサル大会等の職員の時間外手当の増額、バイアスロン競技会場整備の組み替え補正であります。

次に、議案第161号平成18年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。これは保険財政共同安定化事業交付金の追加に伴い補正するものであり、歳入においては保険財政共同安定化事業交付金及びその他繰越金を増額し、一般被保険者国民健康保険税、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を減額するものであり、また、療養給付費等負担金を減額し、普通調整交付金等を増額するものであります。

歳出においては、職員の時間外手当を増額、今年度の拠出額確定による老人保健医療費拠出金及び介護納付金の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の追加補正、人間ドック受診者増加による補助金の増額、17年度分の精算による療養給付費等交付金の償還金等を増額補正するもので、補正後の歳入歳出予算総額を88億4,694万3,000円とするものであります。

次に、議案第162号平成18年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入において金額が確定した繰越金を増額補正し、歳出においてはカルテの印刷製本費及び基金積立金を増額補正するもので、補正後の歳入歳出予算総額を1,060万9,000円とするものであります。

次に、議案第164号平成18年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳出において東光苑の職員の中途退職に伴う組み替え補正による人件費の減額及び賃金の増額と介護支援ソフト購入費を増額補正するもので、補正後の歳入歳出予算総額に変更はないものであります。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について、ご報告いたします。

議案第176号平成18年度由利本荘市一般会計補正予算（第5号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出第9款と第10款についてであります。

第9款消防費では、1項5目災害対策費において、ことし3月27日に開催され未払金となっている防災会議の委員報酬について、委員8名分のうち受領を辞退した委員分を除く4名分として2万6,000円を予算措置するものであります。

また、第10款教育費では、1項2目事務局費において県立矢島高等学校創立80周年記念事業にかかわる経費の補助金として50万円を予算措置するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてご報告いたします。

陳情第16号由利本荘市における義務教育の機会均等を求める陳情についてであります。これは複式校に市費による職員の加配を求めること、及び中学校での免許外指導の解消を求める2項目からなる陳情であります。

この陳情に対しましては、「陳情者の趣旨も理解できるが、県内の実情を広範に把握

する必要があり、継続審査にすべき」との意見が出され、採決した結果、全会一致で継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） この際、午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 0 8 分 休 憩

---

午後 1 時 0 0 分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業経済常任委員長の報告を求めます。18番鈴木和夫君。

【産業経済常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

産業経済常任委員長（鈴木和夫君） 私の方から産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、初日の先決議案を除き、条例関係 3 件、特別会計への繰り入れ 1 件、補正予算 4 件、請願 1 件及び陳情 1 件の計 10 件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりですが、審査の経過と概要についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第 154 号由利本荘市休養宿泊施設「鳥海荘」条例の一部を改正する条例案であります。これは当該施設に指定管理者制度の導入を可能にするとともに、入浴施設「あっぱ」の休憩時間を 2 時間延長するなど利用者の利便性を図るため、関係条文を整備しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第 155 号由利本荘市産業研修センター条例の一部を改正する条例案であります。これは昭和 47 年に県が職業訓練校として設置し、昭和 62 年に旧本荘市へ譲渡され、市民に利用されている産業研修センターの体育館が老朽化したことにより、その用途を廃止することに伴い、使用料に関する条項を整備し、あわせて施設の位置について関係条文を整備しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第 157 号由利本荘市林業研修センター設置条例を廃止する条例案であります。これは昭和 56 年に石沢地区大築町内に設置され、長年にわたり市民に利用されてきた当該センターについて、その老朽化に伴い用途を廃止し、行政財産から普通財産に移管するために条例を廃止しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第 171 号由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰り入れについてであります。これは一般会計から休養宿泊施設運営特別会計への繰入限度額を 2,000 万円以内から 6,000 万円以内にするため、地方財政法第 6 条の規定により議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

初めに、議案第 160 号平成 18 年度一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。

当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご報告申し上げます。  
まず、歳入についてであります。

12款分担金及び負担金につきましては、1項分担金において、鳥海地域の中山間地域総合整備事業費の確定に伴う増額であります。

15款県支出金につきましては、2項県補助金において、国の三位一体改革により農業委員会交付金が市へ税源移譲されたことに伴う減額、県の財政事情により今年度当初は廃止される見込みだった県のかさ上げ補助が、継続中の事業に係るものについては従来どおり措置されることになったことに伴う増額が主なものであります。

20款諸収入につきましては、5項雑入において、農地売買等業務に対する委託金である農林水産業雑入と工業団地の排水管移設工事に係る補償費等の商工雑入、それぞれの増額であります。

21款市債につきましては、事業費の確定や、15款でも触れましたとおり県補助が措置されることに伴う農業債と林業債の減額であります。

次に、歳出についてであります。

初めに、6款農林水産業費についてであります。1項農業費においては、土壌改良材投入に係る経費に対する補助や、秋田由利牛肥育農家に対する素牛導入や堆肥舎整備、あるいは堆肥処理機械導入等に係る経費に対する補助の増額、市営土地改良事業の事業費確定に伴う増額、あるいは組み替え補正、事業費減に伴う集落排水事業特別会計への繰出金の減額が主なものであります。また、県単の大規模肉用牛経営体育成事業に取り組む肥育農家に対し利子補給するための債務負担行為を新たに追加し、また、同じく県単の農業経営基盤強化資金等借入れ農家に対し利子補給するに当たり、債務負担行為の限度額を変更するものであります。

2項林業費では、間伐材搬出等のための木材生産高性能機械導入に対する市のかさ上げ補助実施に要する経費の増額、大内地域で今年度1カ所実施を予定している治山事業に要する経費の増額、老朽化のため現在使用していない三望苑の管理棟の解体に要する経費の増額が主なものであります。

3項水産業費では、松ヶ崎・西目両漁港における漂砂のしゅんせつや処理に要する経費の増額が主なものであります。

次に、7款商工費についてであります。由利高原鉄道株式会社の平成17年度経常損失が確定したことによる補助の追加に要する経費の増額、浜館公園改良工事に係る経費の組み替え補正、休養宿泊施設運営特別会計への繰出金の増額、道の駅岩城の駐車場増設に要する経費の増額が主なものであります。

なお、委員より、駐車場増設工事について、大型バス等で訪れて降車する利用者が道の駅内各施設に容易に移動できる駐車スペースの配置を考慮するように要望がありました。

次に、議案第166号平成18年度集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、農業集落排水事業で今年度見込んでいた国・県補助が減額交付決定されたことによる、これら補助金の減額が主なものであり、これに伴い一般会計繰入金、市債もそれぞれ減額する一方、出納閉鎖により繰越金を増額、個別集落排水事業では国の補助基準額確定による減額が主なものであります。

歳出においては、歳入の減に伴い農業集落排水事業費を減額する一方、個別排水事業においては設置箇所の増に伴う工事に要する経費の増額が主なものであります。また、これらに伴い地方債においては、農業集落排水事業債を減額、個別排水事業債を増額するものであります。

これにより歳入歳出それぞれ2億7,666万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を25億8,616万9,000円とするものであります。

なお、委員より、今年度補助が減額されたことにより大幅な事業縮小を余儀なくされたことで影響を受ける市民を気遣う声があり、議会と市当局がそれぞれの立場で整備の進捗が円滑に進むよう、お互いに協力すべきとの発言がありました。

次に、議案第168号平成18年度休養宿泊施設運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金、基金繰入金の増額が主なもので、歳出においては、空調設備の大規模な改修工事に要する経費の増額、宿泊者用寝具等の更新に要する経費の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ4,447万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を2億3,382万3,000円とするものであります。

なお、委員より、当初予算の規模に対し補正額が大き過ぎるのではとして、今後は施設そのものの維持管理に要する経費は当初予算で措置すべきとの意見がありました。

次に、議案第169号平成18年度スキー場運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。さきの第2回定例会において2カ年度にわたるとされた、鳥海高原矢島スキー場の再整備計画について、その財源として見込んでいた過疎債枠が確保されたことにより、再整備計画のうち来年度に予定していたものを今年度に前倒しすることに係る増額と既存スキーハウス改築設計委託に係る経費の増額が主なものであり、これに伴い継続費を廃止し、地方債の限度額を変更するものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ2億5,387万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億6,257万7,000円とするものであります。

以上の補正予算4件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、請願第4号屋内ゲートボール場の建設を求める請願につきましては、その願意において、建設場所を集落排水処理施設敷地内にということから当委員会に審査付託になったものであります。審査に当たっては、紹介議員にその内容と理由の説明を求め、また、屋内ゲートボール場が社会体育施設であることもかんがみ、教育民生常任委員会との連合審査会を開き慎重に審査いたしました。が、「行政が設置する施設として、当該場所の敷地内に建設でき得るもので果たして十分かどうか、さらに調査・検討する必要がある」との意見があり、なお審査の要ありとし、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第17号公正な森林整備事業の森林施業関係業務の発注についての陳情につきましては、「市の林業振興にかかわる非常に重要な内容であり、より時間をかけて調査・検討すべき」との意見があり、なお審査の要ありとし、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。21番佐藤譲司君。

【建設常任委員長（佐藤謙司君）登壇】

建設常任委員長（佐藤謙司君） 建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日付託された案件を含め、条例改正1件、補正予算4件、契約締結1件、請願1件、継続審査中の陳情1件の合計8件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。が、主な内容と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第156号由利本荘市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これにつきましては、本荘地域土谷地区に建設中の老人福祉施設に新たにガスを供給するため、別表第2のガス供給区域に土谷字新谷地を加えるとともに、既にガスを供給している県立大学本荘キャンパスの敷地に土谷字新助沢が含まれていないことから、この小字を除くものであります。

この条例の一部改正につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次は補正予算であります。各会計に共通することから、件名のうち「平成18年度由利本荘市」は省略して報告いたします。

初めは、議案第160号一般会計補正予算（第4号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、15款及び21款、歳出では4款、8款及び11款であります。

歳入では、14款国庫支出金で地方道路整備臨時交付金の増額、芋川桜つつみ河川緑地整備事業費補助金の減額、15款県支出金で、土地取引届出等の交付金の増額、21款市債で道路改良事業債及び桜つつみ河川緑地事業債が、それぞれ減額となるものであり、すべて歳出第8款に財源充当されております。

歳出では、4款3項水道費で水道事業会計への補助金の増額及び簡易水道特別会計への繰出金の減額などであり、また、8款土木費で市道百宅線災害防除事業に伴う工事請負費等の追加及び松ヶ崎亀田線接続道路の用地取得費の増額のほか、道路維持、街路灯整備、降雪期前の除雪車両整備及び防雪さく組み立て等に係る経費の増額、並びに下水道事業特別会計への繰出金の減額などであり、さらに11款2項公共土木施設災害復旧費で事業費を組み替えるものであります。

次に、議案第165号下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入で一般会計繰入金金の減額、前年度繰越金の措置及び特定環境保全公共下水道事業債の増額であり、一方、歳出で職員手当、処理施設の維持管理費、矢島地区及び大内地区の事業費並びに消費税の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ3,367万4,000円の増額となり、補正後の歳入歳出予算総額が38億1,301万2,000円となるものであります。

なお、これに伴い特定環境保全公共下水道事業の起債限度額を3億6,880万円に変更するものであります。

次に、議案第167号簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。大内第二簡易水道事業費の確定及び前年度繰越金の措置に伴い、歳入で国庫補助金、一般会計繰入金、水道管移設補償費及び市債を減額するものなどであり、一方、歳出で大内簡易水道に係る施設の管理費及び整備費を減額するものなどで、歳入歳出それぞれ4,018万

9,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額が16億1,318万4,000円となるものであります。

なお、これに伴い簡易水道事業の起債限度額を6億3,700万円に変更するものであります。

次に、議案第170号水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的収入において、由利地区水道事業に係る交付税算入分について一般会計からの補助金を337万6,000円増額するもので、水道事業収益が14億6,794万2,000円となるものであります。

以上報告いたしました4件の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、本日付託されました契約締結の案件であります。

議案第175号由利本荘市公共下水道事業田尻野幹線新設工事第1工区工事請負契約の締結についてであります。浜三川及び石脇の汚水を水林浄化センターに送水するため、子吉川を横断する管渠の整備工事に係り、指名競争入札の結果に基づき、契約金額3億2,865万円で長田建設株式会社取締役社長と工事請負契約を締結するものであります。提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願及び陳情についてであります。

初めに、請願第2号国道108号の渋滞を解消するために、鳥海山ろく線の黒沢踏切への感知式交通信号機設置を求める請願につきましては、来年度予算確保に向けて市と市議会が合同で立体交差化の要望書を、今年6月、国・県に提出したところであり、また、渋滞状況の把握も必要との意見もあり、さらに審査を要するとの判断から、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の陳情第8号総合文化施設（多目的ホール）に関する陳情につきましては、この施設の基本設計を公募型プロポーザル、いわゆる提案競技方式により業者を選定して委託契約を締結することとしており、同時進行となるまちづくり推進協議会の協議内容と基本設計業務がどう調和していくかを見きわめたいとの意見があり、なお審査を要するとの判断から、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、各委員長の審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、認定、議案、請願、陳情等について、質疑、討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、認定、議案、請願、陳情等を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議事をそのように進めます。

なお、認定、議案、請願、陳情等の件名は朗読を省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

議長（井島市太郎君） 日程第4、認定第1号を議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、意見及び要望をつけて認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり認定することに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって認定第1号は、認定されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第5、認定第2号を議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、意見をつけて認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり認定することに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって認定第2号は、認定されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第6、認定第3号から、日程第19、認定第16号までの14件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり認定することに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって認定第3号から認定第16号までの14件は、認定されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第20、認定第17号から、日程第22、認定第19号までの3件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり認定することに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって認定第17号から認定第19号までの3件は、認定されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第23、議案第149号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第149号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第24、議案第150号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。4番小杉良一君。

【4番（小杉良一君）登壇】

4番（小杉良一君） 議案第150号の由利本荘市行政協力員に関する条例の全部を改正する条例案について反対の立場で討論いたします。

総務常任委員長の報告の中でも私の委員会での発言が「各町内会等の行政協力員の実態が地域ごとに大きく異なる状況を踏まえ、これを一律化しようとする条例改正案については賛成し得ない」というふうに報告いただいておりますけれども、この結論に尽きるわけなんですけれども、私はこの内容についてもっと細部に、内容の具体的な点について討論したいと思います。意見を交えたいと思います。

昨年3月22日に制定された由利本荘市行政協力員に関する条例ですけれども、今回、由利本荘市行政協力事務に関する条例という形で行政協力員が行政協力事務という言葉にかわっているわけです。これは昨年制定された条例の第4条、「行政協力員は、次の

事務を行う。」として(1)調査書、報告書、告知書等の配布及び取りまとめに関する  
こと、(2)周知事項の伝達及び連絡に関すること、(3)印刷物の配布に関すること、  
(4)前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めた事項、この第4条が新しい条例第  
2条では、「行政協力員は」というところが、「町内会等は、市の依頼により行政協力  
事務として次の事務を行う。」というふうに条文が大きくかわっております。これはど  
ういうことかと言いますと、これまでの行政協力員は主に市部の方では印刷物の配布に  
関すること、こういう事務しか行っていなかった、そういう整合性のない条文であるこ  
とから、「行政協力員は、次の事務を行う。」ではなく、「町内会等は、市の依頼によ  
り行政協力事務を行う。」というふうに書きかえただけのことなんですけれども、とこ  
ろが次の第3条においては、「前条の事務を行う者として、町内会等に行政協力員を置  
く。」というふうにまったく前の条例を改正したはずなのに結果的に第3条の中に同じ  
ことを列記しているわけです。まったくこれは大きな矛盾であると思います。私は、こ  
れまでも一物二価を認めるべきだというふうに言ってきたわけでしたけれども、実態は  
二物二価であったということだと私は思います。私はこういう新しい条例が施行され  
た場合に、必ず各町内会ごとにこの行政協力員を今まで100戸以上、あるいは200戸に1人  
おったものをさらに細分化して、たくさんの行政協力員を配置するというような形に流  
れはしないかと危惧するものです。結果的に行革の流れに逆行する形になるのではない  
かというふうに、この条例の制定に対しては大きな危惧を抱いております。委員会の中  
では、これからの方法論といいますか、団体割と世帯割の案分割合の変更をすれば、そ  
こら辺の周辺部と旧本荘市部とのギャップが埋まるというふうな、そういう意見が大勢  
でしたけれども、私はそういう小手先の問題ではなく、この条例そのものの矛盾点、そ  
れから不備、そういったものを私はただすべきではないのかなというふうに考えたわけ  
です。この中で第3条の「前条の事務を行う者として、町内会等に行政協力員を置  
く。」、この行政協力員の先に私は実態として「町内会長と行政協力員を置き兼務す  
ることができる。」というふうに3条を書きかえるべきだと思います。当然、2項、3項  
にはその町内会長という言葉をつけ加えるべきです。そして何よりも私はこの条例と  
して最もそぐわないと感じたのは、第3条の6項、前の条例では第5条において、「行政  
協力員に対して毎年度予算の範囲内で報酬を支給する。」とうたっていたものが、今度  
は第3条の6項に「行政協力員には、報酬及び費用弁償は支給しない。」、こんな失礼  
な条例はないと思います。苦勞して頑張っている方々に報酬及び費用弁償は支給しない  
というふうに条例でうたうというのは、これは私は条例のあり方として非常に失礼な条  
例ではないのかなと。それと、町内会長と行政協力員、それを兼務している周辺部の  
方々が圧倒的に多いわけですがけれども、立場、仕事、責任がそれぞれ違う二物二価、そ  
れを認めないということ自体この条例の大きな欠陥だと思います。私はその点をうまく  
解消するためには、第3条の6項、「行政協力員には、報酬及び費用弁償は支給しな  
い。」という、この「支給しない」というものを削除し、その先の文言を第4条にもっ  
てきてはどうかと思ったのです。「市長は、町内会長及び行政協力員の報酬及び費用弁  
償を行政協力事務に要する経費と定め、町内会等に対し行政協力事務交付金として交付  
する。」、こういう条例案にかえることによってすべての矛盾が解消できる。そして、  
委員会の中でも私は、相撲に例えれば横綱のいる相撲部屋と平幕の相撲部屋を頭数で同

額にするのが公平だというこの条例は、むしろ実態にそぐわないというふうに申し上げてきたわけですが、行政協力員と町内会長という立場をきちんとこの条例の中で明文化することによって、それぞれの報酬及び費用弁償を認めるというふうな形にしていけば、せっかく現場で、それこそ住民自治の最先端で頑張っている方々に対する報いになるのではというふうに考えたわけです。そのようなことから、私はこの150号をこのまま賛成することは到底、議員の良心としていたしかねるという観点から、皆さんの賛同をいただきますように心からお願い申し上げまして反対討論といたします。

議長（井島市太郎君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決を行います。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって議案第150号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第25、議案第151号から、日程第31、議案第157号までの7件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第151号から議案第157号までの7件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第32、議案第159号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第159号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第33、議案第171号を議題といたします。  
産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第171号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第34、議案第160号を議題といたします。  
各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第160号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第35、議案第161号から、日程第43、議案第169号までの9件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第161号から議案第169号までの9件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第44、議案第170号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第170号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第45、議案第172号から、日程第47、議案第174号までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第172号から議案第174号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第48、議案第175号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第175号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第49、議案第176号を議題といたします。  
各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第176号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第50、請願第2号を議題といたします。

建設常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって請願第2号は、継続審査とすることに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第51、請願第3号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって請願第3号は、採択と決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第52、請願第4号を議題といたします。

産業経済常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって請願第4号は、継続審査とすることに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第53、陳情第13号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第13号は、採択と決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第54、陳情第14号を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第14号は、継続審査とすることに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第55、陳情第15号を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第15号は、継続審査とすることに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第56、陳情第16号を議題といたします。

教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第16号は、継続審査とする

ことに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第57、陳情第17号を議題といたします。

産業経済常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第17号は、継続審査とすることに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第58、継続審査中の陳情第8号を議題といたします。

建設常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第8号は、継続審査とすることに決定いたしました。

なお、ただいま採択されました請願第3号及び陳情第13号は、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る9月5日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力いただきました市当局、監査委員並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成18年第3回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時48分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長

議 員

議 員